

税第06200002号  
令和4年6月20日

関係各位

和歌山県総務部総務管理局税務課長  
(公印省略)

継続検査に係る自動車税（種別割）の納税確認の電子化について（周知）

平素より、和歌山県税務行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、本県では、平成27年4月1日から、運輸支局での継続検査における自動車税（種別割）の納税確認については、オンラインで納税状況を確認できるようになっています。このことに伴い、運輸支局に対する自動車税（種別割）の納税証明書の提示が不要となっています。

また、上記により納税状況を電子的に確認できることから、令和3年度から自動車税（種別割）を口座振替等（クレジットカード、ネットバンキング及びATMを含む。）で納税されている方に対する納税証明書の郵送を廃止しているとともに、納税通知書に同封しているリーフレット等で継続検査時の納税証明書の提示は不要である旨周知しているところです。

つきましては、納税義務者（自動車ユーザー）様との間で、継続検査時の納税証明書の必要性に関するトラブルを回避する観点からも、運輸支局におけるオンラインでの納税確認を御活用いただきますよう、お願い申し上げます。

※ 車検用の納税証明書については、上記により納税確認を行えることから原則発行していません。ただし、納税から運輸支局で納税状況を確認できるようになるまで1週間程度要します。**納税直後に継続検査を行う場合は、金融機関等窓口で納税していただいた上で、納税通知書に添付されている納税証明書を提示するか、県税事務所で車検用の納税証明書の交付を受けていただくよう、お願いいたします。**

※ **軽自動車、二輪の小型自動車については、これまでどおり納税証明書（市町村発行）の提示が必要です。**（軽自動車は令和5年1月から納税確認の電子化が開始される予定です。）

※ **事前に納税確認が必要な場合は、所管の県税事務所に登録番号及び車体番号（下4桁）等をお伝えいただくことで、納税状況をお伝えします。**

【担当】

和歌山県税務課 管理班 橋本

TEL 073-441-2186

FAX 073-423-1192